

家畜疾病経営維持資金債務保証取扱要領一部改正新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改 正	現 行	改正理由
<p>家畜疾病経営維持資金債務保証取扱要領</p> <p>平成 16 年 7 月 16 日制定 平成 17 年 9 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 10 月 1 日改正 平成 30 年 4 月 2 日改正 令和 2 年 4 月 1 日改正 <u>令和 7 年 6 月 23 日改正</u></p> <p>(省略)</p> <p>記</p> <p>1 保証の対象者 <u>(1) 要綱別添 2 第 3 の 4 に定めるクイック融資メニュー</u> <u>(以下「クイック融資メニュー」)を除く貸付</u> 要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のアに定める経営継続資金 融通対象者、経営再開資金融通対象者、経営維持資金融通 対象者とする。 <u>(2) クイック融資メニュー</u> <u>要綱別添 2 の第 3 の 4 の (1) に定める者とする。</u></p> <p>2 融資機関 <u>(1) クイック融資メニューを除く貸付</u> 要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のエに定める農業協同組 合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、県知事が指定し た融資機関とする。 <u>(2) クイック融資メニュー</u> <u>要綱別添 2 の第 3 の 4 の (4) に定める農業協同組合、農</u> <u>業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、株式会社商工組</u> <u>合中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合</u> <u>並びに信用協同組合連合会とする。</u></p> <p>3 資金使途 <u>(1) クイック融資メニューを除く貸付</u> 要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のイに掲げる既往負債の借 換えを除く畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的 営農経費に充てるための経営資金とする。</p>	<p>家畜疾病経営維持資金債務保証取扱要領</p> <p>平成 16 年 7 月 16 日制定 平成 17 年 9 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 10 月 1 日改正 平成 30 年 4 月 2 日改正 令和 2 年 4 月 1 日改正</p> <p>(省略)</p> <p>記</p> <p>1 保証の対象者 <u>(追加)</u> 要綱 <u>(追加)</u> 第 3 の 3 の (1) のアに定める経営継続資金 融通対象者、経営再開資金融通対象者、経営維持資金融通 対象者とする。 <u>(追加)</u></p> <p>2 融資機関 <u>(追加)</u> 要綱 <u>(追加)</u> 第 3 の 3 の (1) のエに定める農業協同組 合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、県知事が指定し た融資機関とする。 <u>(追加)</u></p> <p>3 資金使途 <u>(追加)</u> 要綱 <u>(追加)</u> 第 3 の 3 の (1) のイに掲げる既往負債の借 換えを除く畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的 営農経費に充てるための経営資金とする。</p>	<p>クイック融資メニューの取扱 追加</p>

<p><u>(2) クイック融資メニュー</u> <u>要綱別添2の第3の4の(2)に掲げる県知事の承認を得た畜産経営安定計画(以下、「経営安定計画」)に基づいて畜産経営の安定化を図るのに必要な資金とする。</u></p> <p>4 1 被保証者についての保証金額の最高限度 <u>(1) クイック融資メニューを除く貸付</u> <u>要綱別添2の第3の2の(1)のオの(ア)に定める県知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を受けた借入計画額とする。</u> <u>(2) クイック融資メニュー</u> <u>要綱別添2の第3の4の(6)のアの規程に基づき、次に掲げる①または②のいずれか低い額を上限とし、県知事の承認を受けた経営安定計画に定める借入計画額とする。</u> <u>① 手当金等交付金見込額</u> <u>要綱別添2の別表1-2に定める単価に、法に基づく家畜の処分頭羽数を乗じて得た額</u> <u>② 3億円(ただし、発生事例が複数ある場合には、3億円に発生事例数を乗じた額)</u></p> <p>5 保証の期間 <u>(1) クイック融資メニューを除く貸付</u> <u>要綱別添2の第3の2の(1)のオの(イ)に定める償還期限とする。</u> <u>(2) クイック融資メニュー</u> <u>要綱別添2の第3の4の(6)のイの規程に基づき、2年以内とする。</u></p> <p>6～8 (省略)</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>4 1 被保証者についての保証金額の最高限度 <u>(追加)</u> <u>要綱(追加)第3の3の(1)のオに定める県知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を受けた借入計画額とする。</u> <u>(追加)</u></p> <p>5 保証の期間 <u>(追加)</u> <u>要綱(追加)第3の3の(1)のオに定める償還期限とする。</u> <u>(追加)</u></p> <p>6～8 (省略)</p>	
---	---	--